

第Ⅰ章 計画の概要

1 計画の作成

- (1) 計画作成年月 平成30年3月
 (2) 計画作成者 松阪市教育委員会

2 文化財の名称等

(1) 重要文化財(建造物)の名称

ア 官報告示の名称及び員数

旧長谷川家住宅(三重県松阪市魚町)
 主屋、大正座敷、大蔵、新蔵、米蔵、西蔵、表蔵、離れ 8棟
 附 祐附、表塀、中門及び中塀、庭塀、物置、稻荷社、四阿 8棟、絵図 5枚

イ 指定年月日

平成28年7月25日

(2) 建造物の構造及び形式

ア 官報告示の構造及び形式

主屋 : 桁行30.2m、梁間15.9m、切妻造、西面風呂及び便所、便所、台所附属、
 切妻造、桟瓦葺
 附・祈祷札 1枚 天明2年

大正座敷 : 桁行15.3m、梁間11.7m、二階建、寄棟造、桟瓦及び銅板葺、東面玄関附属、
 銅板葺

大蔵 : 土蔵造、桁行9.0m、梁間7.3m、二階建、切妻造、本瓦葺、
 東面及び南面下屋附属、桟瓦葺
 附・祈祷札 1枚 享保6年8月

新蔵 : 土蔵造、桁行7.1m、梁間5.4m、二階建、切妻造、南面下屋附属、桟瓦葺
 附・祈祷札 1枚 享保20年2月

米蔵 : 土蔵造、桁行7.3m、梁間5.4m、二階建、切妻造、東面下屋附属、桟瓦葺
 附・棟札 1枚 明和5年2月

西蔵 : 土蔵造、桁行9.1m、梁間4.5m、二階建、切妻造、南面下屋附属、桟瓦葺

表蔵 : 土蔵造、桁行7.2m、梁間5.4m、二階建、切妻造、北面下屋附属、桟瓦葺

離れ : 座敷棟及び茶室棟からなる
 座敷棟 桁行8.2m、梁間4.6m、寄棟造、各面下屋附属、桟瓦葺、塀付
 茶室棟 東西7.2m、南北5.8m、渡廊下附属、桟瓦葺、南面及び西面庇付、
 銅板葺

附・祐附 1棟

桁行2.8m、梁間1.9m、切妻造、桟瓦葺、東面及び西面庇付、銅板葺
表塀 2棟
主屋南方 延長10.0m、桟瓦葺
主屋北方 折曲り延長21.6m、桟瓦葺、待合付
中門及び中塀 1棟
中門 一間棟門、桟瓦葺
南中塀 延長9.0m
北中塀 延長11.2m、物置附属、桟瓦葺
庭塀 1棟
折曲り延長26.2m、桟瓦葺、門一所付
物置 1棟
桁行6.5m、梁間2.1m、切妻造、桟瓦葺
稻荷社 1棟
桁行三間、梁間一間、入母屋造、妻入、桟瓦葺、鳥居3基付
四阿 1棟
桁行4.6m、梁間2.7m、寄棟造、鉄板葺
絵図 5枚
座敷修復并西屋之絵図 1
東井戸之樋図 1
地所建家図 1
長谷川家前庭絵図 1
長谷川家魚町側敷地略図 1

イ その他特記事項

旧長谷川家住宅内において市指定有形文化財「紙本墨書蒲生氏郷茶日記」を保管している。

(3) 所有者等の氏名及び住所

所有者：松阪市
住所：三重県松阪市殿町1340番地1

3 文化財の概要

(1) 文化財の構成

重要文化財旧長谷川家住宅は三重県指定史跡及び名勝長谷川氏旧宅内に所在する。

三重県指定史跡及び名勝

名称：長谷川氏旧宅
指定年月日：平成27年3月5日

所在地 : 松阪市魚町1653番、殿町1317番1、殿町1317番18
所有者 : 松阪市



第1図 指定範囲・建物名称

(2) 旧長谷川家住宅の概要

ア 立地環境(『旧長谷川家住宅調査報告書』より)

松阪市は三重県のほぼ中央、伊勢湾岸に位置する。古来より参宮街道が開かれ、港を有する交通の要地であった。特に近世以降は伊勢街道・和歌山街道の分岐点に位置する宿駅でもあり、商業都市として発展した。

旧長谷川家住宅は、旧松坂城下の魚町・殿町に位置する。同じ魚町通り沿いには特別史跡本居宣長宅跡があり、一筋東の伊勢街道沿いには県指定文化財旧小津清左衛門家住宅(「松阪商人の館」として公開。)がある。また、国史跡松坂城跡のほか、旧松坂城下町には国指定重要文化財旧松坂御城番長屋、特別史跡本居宣長旧宅など、歴史的建造物や史跡などが点在する地域である。

イ 創立沿革(『月刊文化財八月号(六三五号)』平成28年8月1日発行より)

旧長谷川家住宅は松坂城跡の北東に位置する旧町人町の魚町通りに東面して建つ。広い間口をもつ町家で、主屋後方の背割下水を越えて、旧武家町の殿町にまたがる広大な屋敷地を占める。

長谷川家は、寛永12年(1635)に長谷川市左衛門(東家)が江戸大伝馬町で木綿仲買を営んだことを創始とし、ここで支配人を務めた長谷川本家三代の次郎兵衛政幸が延宝3年(1675)に独立し、同じ大伝馬町で創業、本店とした。その後、政幸は江戸店を支配人に任せて松坂へ戻り、松坂で伊勢産木綿などを仕入れて江戸に回送するほか資産管理などを行い、江戸店では木綿のほか米、煙草などを販売した。いわゆる江戸店持ちの伊勢商人で、松坂においては、三井家を別格として、小津清左衛門家と長井嘉左衛門家とともに松坂の御三家と後に称された豪商である。

敷地は、政幸が延宝3年に独立した頃に、魚町通りに面する現状の間口の中央寄り七間分ほど、奥行は背割下水までを取得して主屋主体部を建て、のち享保6年(1721)に後方に大蔵を建てたとみられる。その後、享保20年頃に北側、明和5年(1768)頃に南側、天明2年(1782)頃と文政10年(1827)頃に北側、明治元年(1868)に、奉行所のあった殿町側の敷地を購入し、さらに明治前期に南側の敷地を順次買い足すなど拡張を繰り返すとともに建物の増改築を重ね、その間、回遊式の池泉庭園が築かれた。

主屋を敷地東辺に構え、北西に大正座敷を雁行させ、主屋南隣の敷地角に表蔵を配して屋敷の表構えを構成し、江戸時代の敷地西辺を画す背割下水沿いに、南から米蔵、大蔵、新蔵、西蔵を建て並べる。また近代に拡張した殿町側敷地には、中島を囲む池の東に、離れと四阿、北に稻荷社を配する。

ウ 各建物の形式と特徴(『月刊文化財八月号(六三五号)』平成28年8月1日発行より)

主屋は、中央南寄りの通り庭と北側の居室二列を主体部とし、北側に大座敷部を張り出し、南側では東寄りに表座敷部、西寄りに新座敷部の二列を張り出し、その間を板の間とする。いずれも切妻造、桟瓦葺である。

主屋主体部は建ちの低いしつし二階建で、正面構えは本屋、庇とも出桁造とし、居室部前面に出格子をたて、屋根の両端に本うだつを上げて袖壁も設け、銅板葺の庇に幕板を付す、当地方の伝統的な町家形式を示している。平面は通り庭沿いの列の正面からミセノマ、イタマ、オイエ、ダイドコロとし、上手列は同じくミセノマ、オウセツマ、ハチジョウノマ、オクノマとする。ハチジョウノマとオクノマは桁行を広めて北に張り出し、ハチジョウノマ北側に茶室と仏間を配する。軸部は、通り庭まわりでは矩形の梁を井桁に組み、居室部との境は差物で固めるなど、重厚かつ簡明な構成になる。長押は使わず、通り庭前半と居室部の下手列などを根太天井とし、ほかは棹縁天井を張る。ミセノマ南半部の前面には摺上戸をたて、茶室は四畳席で、北西の枱床の柱を楊枝柱とし、棹縁を細丸竹とする。仏間は格天井で、上手一畳を占める仏壇は照り起りの天井とし、いずれも漆塗で仕上げる。

大座敷部は棟札から天明2年の建築と分かる。魚町通りから前庭を介して建ち、居室を二列南北に並べ、背面側に風呂及び便所を張り出し、濡縁を延ばす。居室の南列は東からオオザシキツギノマ、オオザシキとし、東・西面に縁を通す。北列は、茶室と仏間

を東西に並べる、主屋主体部と同様の構成になる。オオザシキとツギノマは丸太柱を使うなど数寄屋を加味し、オオザシキ北面に床と床脇を備える。茶室は裏千家又隠の構成を取り入れた四畳半席で、北面に台目床を備え、天井は東面三尺分を掛込天井とする。

表座敷部と新座敷部は18世紀後期の増築とみられ、表座敷部は明治21年に改修を受けている。表座敷部は北からオモテザシキツギノマ、オモテザシキとし、オモテザシキに床を備える。新座敷部は東列の北からオトコベヤ、シンザシキツギノマ、シンザシキとし、シンザシキの西面に床を設え、西列をスイジバなどとする。両座敷部間の板の間はもとは中庭で、新座敷部側に内縁があったが、戦後の改修で室内化された。

大正座敷は、棟札より大正3年上棟と分かり、棟梁は長谷田甚之助である。平面は桁行15.3メートル、梁間11.7メートルのL字形を呈し、二階建、寄棟造、桟瓦葺である。東に玄関を構え、一階南・西面に巡らす縁を銅板葺とする。一階平面はヒロマとツギノマを南北に並べ、玄関とヒロマの間に東からオモテノマ、ハチジョウノマ、畳廊下を連ねる。ヒロマは本住宅の中で最も上質な造作で、北面に一間半の床を構え、東に違棚、西に半間の踏込床をおいて付書院を設ける。いずれもツガの良材を使い、縁を巡らす。南・西面は柱を極力省き、開放的な構成とする。二階は床付の八畳と六畳の二室で、一階同様、南・西面に縁を巡らして開放し、八畳に床を備える。総体として、玄関は軸部、軒とも丸太で、入母屋造銅板葺屋根に起りをもたせ、またオモテノマに丸窓を穿ち、ハチジョウノマの天袋に網代を張るなど随所に数寄屋意匠を取り入れた軽妙なつくりとし、ヒロマなどとの明瞭な対比を示す構成としており、洗練された近代和風の座敷棟としてまとめている。

大蔵は棟札より享保6年上棟と分かる。桁行9.0メートル、梁間7.3メートル、土蔵造、二階建、切妻造、本瓦葺である。砂岩切石の布基礎に建ち、外壁黒漆喰塗で鉢巻と水切を巡らせ、南・東面に下屋を設ける。内部は上下階とも一室で、一階東面の戸口に内面を赤色塗とする鉄扉を開く。小屋は登梁形式で両妻は和小屋を組む。かつて道具類を収めた蔵で、当住宅内で年代の明らかな最古の建物で、かつ最大規模の土蔵である。

新蔵は主人の私物を収めていたと伝え、棟札より享保20年上棟と分かる。桁行7.1メートル、梁間5.4メートル、土蔵造、二階建、切妻造、桟瓦葺である。花崗岩切石積基礎に建ち、外壁は黒漆喰塗を基本として鉢巻と水切を巡らせ、一部をモルタル塗などとする。内部は上下階とも一室で、一階南面に下屋を設け、東寄りを戸口とする。小屋は大蔵と同様の形式とする。

米蔵は棟札より明和5年の上棟と分かる。桁行7.3メートル、梁間5.4メートル、土蔵造、二階建、切妻造、桟瓦葺である。外壁黒漆喰塗で、鉢巻と水切を巡らせ、東面に下屋を設ける。内部は上下階とも一室で、一階東面北寄りを戸口とする。小屋は大蔵と同様の形式とする。

西藏はもと文庫蔵で、江戸時代末期の建築とみられる。桁行9.1メートル、梁間4.5メートル、土蔵造、二階建、南北棟の切妻造、桟瓦葺である。花崗岩布積(西面は亀甲

積)基礎に建ち、外壁は黒漆喰塗で鉢巻と水切を巡らせ、西・北面は鉄板で覆う。内部は上下階とも一室で、一階南妻面を戸口とする。小屋は和小屋を組む。

表蔵は什器や漆器類を収めた蔵で、梁下面の墨書きにより明治35年上棟と分かる。桁行7.2メートル、梁間5.4メートル、土蔵造、二階建、切妻造、桟瓦葺である。花崗岩布積基礎に建ち、外壁は黒漆喰塗で、鉢巻と水切を巡らせ、一階北面に下屋を設け、戸口を開く。内部は上下階とも一室で、小屋は登梁と和小屋を併用する。

離れは座敷棟と茶室棟からなる平屋建で、木札から明治28年の建築と分かる。座敷棟は寄棟造の周囲に下屋を巡らし、桟瓦葺とする。平面は十畳二室を並べて主室に床と床脇を備え、南・東面に縁を巡らせ、東側下屋に玄関を構える。茶室棟は四畳半茶室と六畳、水屋からなる。

袴附は大正座敷の玄関脇に東西棟で建つ。桁行2.8メートル、梁間1.9メートル、切妻造、桟瓦葺である。江戸時代後期の建築とみられ、西背面に水屋を附属する。

表塀は魚町通りに面して主屋の南北に延びる桟瓦葺の塀で、南表塀は腰を彫子下見板張、北表塀は堅板張目板打とし、主屋大座敷部の茶室向かいに待合を造る。

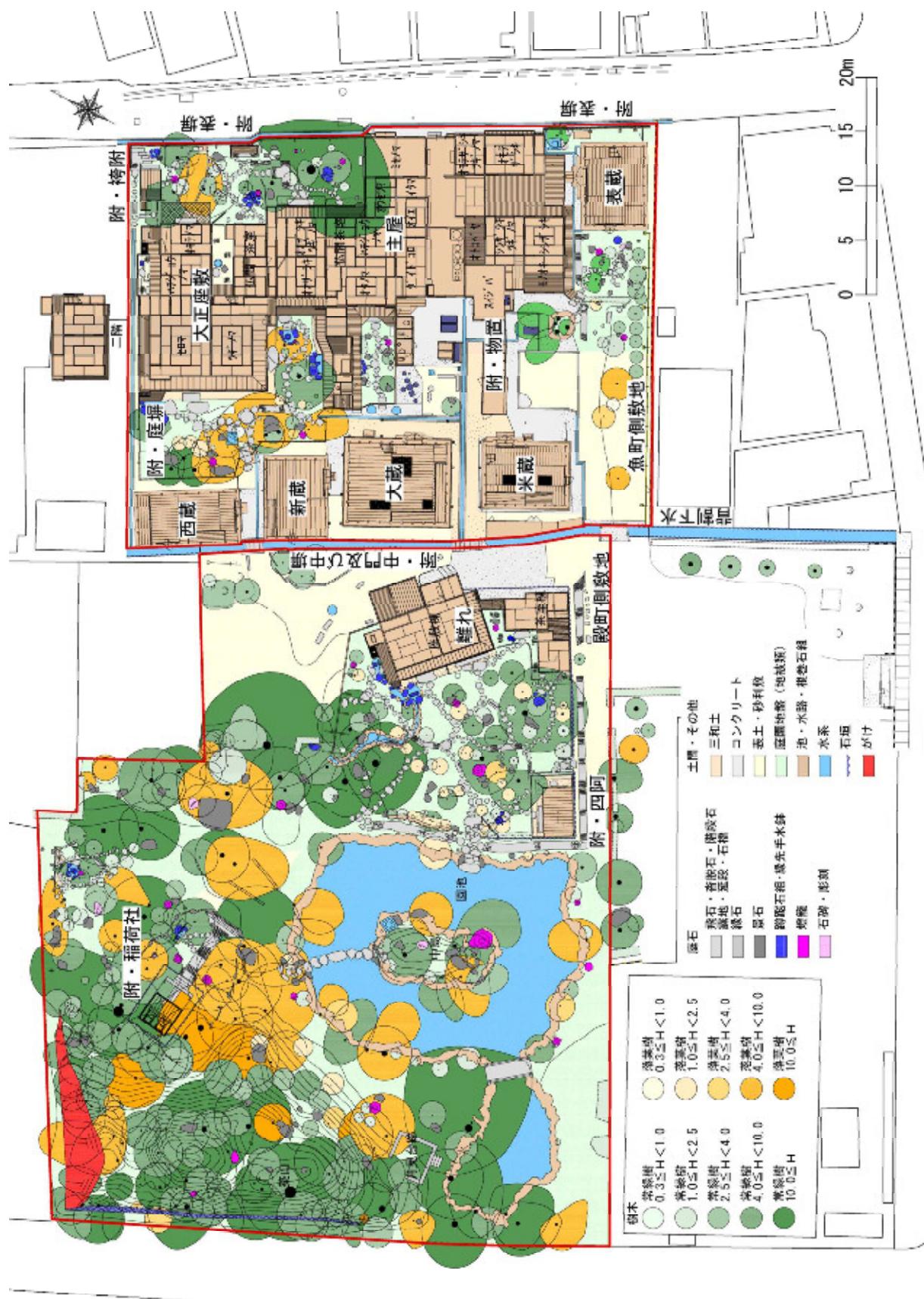
中門は、大蔵と米蔵間の通路の背割下水石垣上に開き、大蔵の蔵前から桟瓦葺屋根を葺き下ろす。中門の南北に桟瓦葺の中塀を建て、腰を堅板張目板打とする。

庭塀は大正座敷の庭園と土蔵を画す塀で、クリなぐりの柱にスギ網代張で、目板瓦を伏せる。

物置は主屋新座敷部と米蔵の間に東西棟で建ち、切妻造、桟瓦葺で、東西に二室に分ける。

稻荷社は明治20年頃の建立とみられ、桁行三間、梁間一間、入母屋造、妻入、桟瓦葺で、正面一間通りを吹放し、内部に見世棚造の小社二棟を祀る。

四阿は四方をほぼ開放し、北面西寄りで出入りする形式をもつ。柱に皮付き丸太、壁止めに丸竹を使うなど数寄屋を基調とした瀟洒な建物である。



第2図 建物及び庭園内構成要素

エ 主な改造時期とその内容

旧長谷川家住宅については、平成24・25年度に独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所(以下 奈良文化財研究所)に委託して実施した建造物調査によって、建造物及び敷地の変遷の復元が行われた。

1) 魚町側敷地

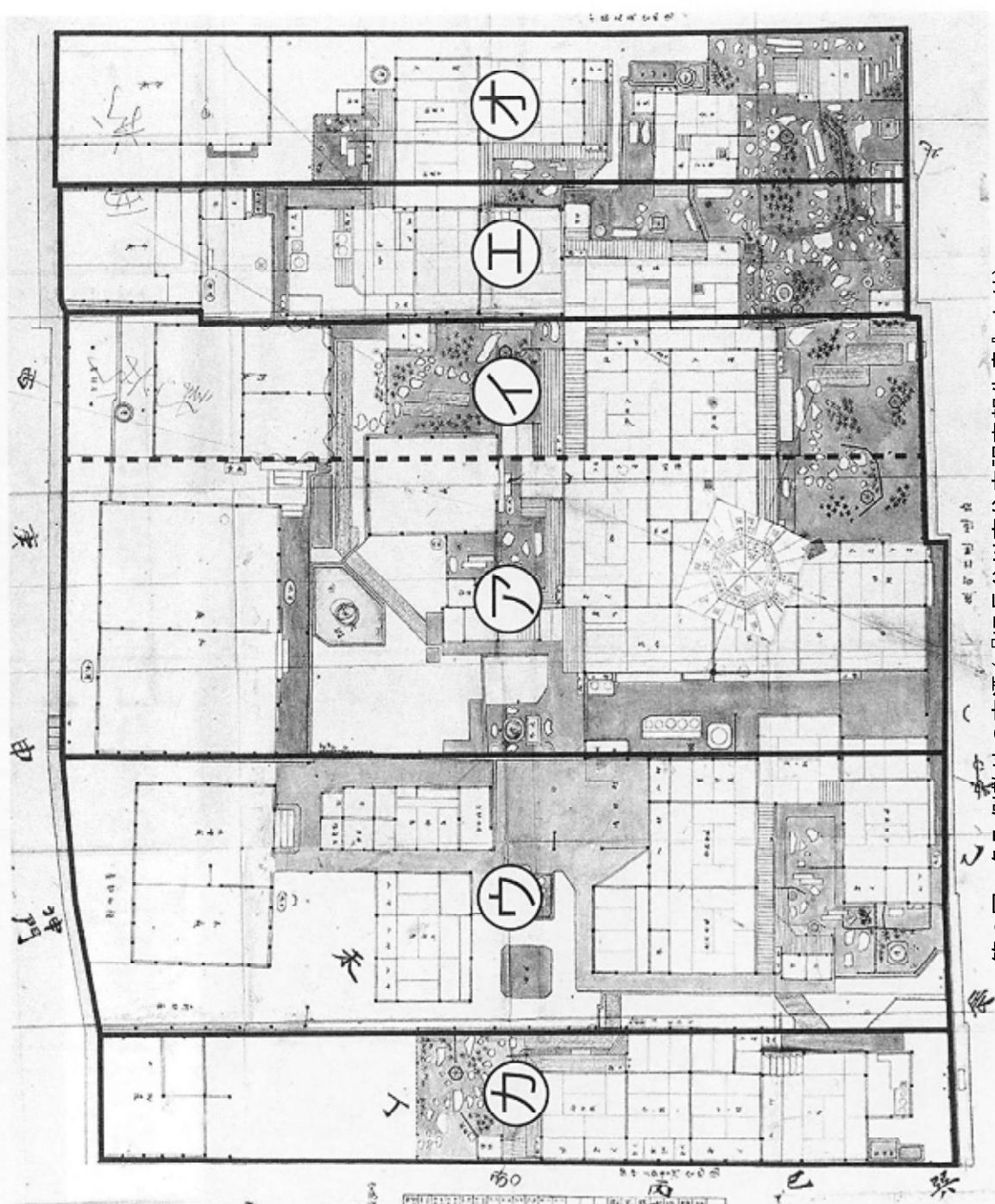
現在の魚町側敷地は間口48.5m・奥行37mの矩形状を呈し、明治17年にはこの形になっていた。各建物の建築年代及び造営資料から、間口3~6間の細長い敷地を順次買い足して、現状が形成された様子(第3図ア～カ)を復元することができた。

第1表 旧長谷川家住宅の変遷(『旧長谷川家住宅調査報告書』より)

	年代	建物に関する事項	造営関係資料
⑦	江戸中期	主屋主体部造営	
	享保6年(1721)	大蔵造営	祈祷札※1
①	享保20年(1735)	新蔵造営	祈祷札※2
⑦	明和5年(1768)	米蔵造営 この頃までに主屋新座敷部と表座敷 前身造営力	棟札※3
②	天明3年(1783)	主屋大座敷部造営	祈祷札※4
	江戸後期	西屋造営	「座敷修復并西屋之絵図」
③	文政10年(1827)	今日庵造営 同時期に袴附等造営力	今日庵絵図、棟札写真
	江戸末期		「東井戸之樋図」
	江戸末期 ～明治初期	南座敷造営	
④	明治17年(1884)		「地所建家図」
	明治20年(1887)	表座敷を新築に近い改修	
	明治22年(1889)	殿町側敷地購入、離れ、四阿、稻荷社造営	
	明治28年(1895)	離れ座敷造営	木札
	明治35年(1902)	表蔵造営 南座敷を西に曳家	棟木下端墨書
	大正2年(1913)	今日庵を魚町側敷地から殿町側敷地へ移築 内蔵を向座敷へ移築 西蔵・新蔵を曳家	今日庵棟札写真 「永覚帳」
	大正3年(1914)	大正座敷造営 同時期に主屋風呂・便所棟造営力	棟札
	大正10年(1921)	餅舎造営	「永覚帳」
	昭和戦後	殿町敷地の一部を手放す	
	～現在	南座敷・女部屋取り壊し	
	昭和63年(1988)	今日庵・餅舎取り壊し	

※1 大蔵 附・祈祷札 1枚 享保6年8月 ※2 新蔵 附・祈祷札 1枚 享保20年2月

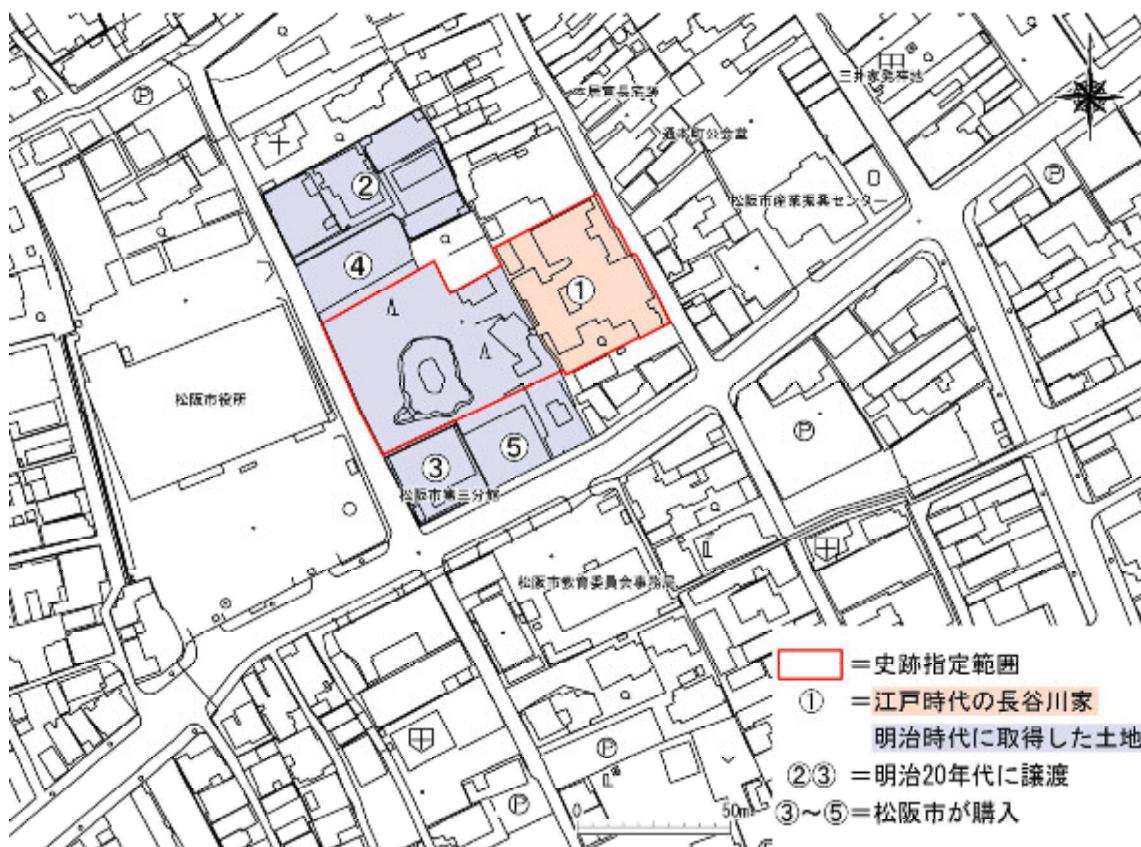
※3 米蔵 附・棟札 1枚 明和5年2月 ※4 主屋 附・祈祷札 1枚 天明2年



第3図 魚町側敷地の変遷(『旧長谷川家住宅調査報告書』より)

2) 殿町側敷地

殿町側敷地は江戸時代に紀州藩勢州奉行所があり、明治初期に10代当主 長谷川元章が購入した。明治20年代にはほぼ整備が終わり、池と築山を中心とする回遊式の池庭、離れ座敷及び茶室前に造られた露地で構成される。大正2年に、大正座敷建築に伴い魚町側敷地表庭にあった「今日庵」を移築、大正10年に離れ座敷「餅舎」が建てられる。しかし、この2棟は老朽化したため昭和63年に解体され、以後その部分は第4図④の駐車場となっている。



第4図 明治以降における旧長谷川家住宅敷地の変遷

(3) 文化財の価値 (『月刊文化財八月号(六三五号)』平成28年8月1日発行より)

旧長谷川家住宅は、江戸時代中期に遡る主屋の主体部を中心として、江戸時代後期から大正期にかけて家業の隆盛とともに拡張と充実を遂げた大型の町屋建築で、正面構えや角座敷を設けた平面構成などに当地方の伝統的な町家形式をよく示すとともに、高い格式も具備している。豪壮な屋敷構え全体が良好に保存され、また各建物の棟札や絵図なども豊富に残されており、伊勢における江戸店持ち商人の屋敷地や住宅の発展過程が明瞭に理解される遺構として、高い価値を有している。

4 文化財保護の経緯

(1) 重要文化財(建造物)指定までの経緯

- 昭和28年 12月 長谷川家所蔵「紙本墨書氏郷茶日記」が松阪市指定有形文化財に指定される。
- 昭和37年 『江戸商業と伊勢店』(東京都立大学教授 北島正元 著)の刊行により、長谷川家が所蔵する商業資料が紹介され、同家が注目され始める。
- 昭和39年 1月 長谷川家所蔵「絹本淡彩離合山水図 伊孚九筆」が重要文化財に指定される。(平成26年12月に所在変更)
- 昭和54年 『松阪市史 第6巻 文化財編』が刊行され、長谷川家住宅等が文化財として掲載される。これ以降、長谷川家と松阪市の間で建造物、古文書等の文化財指定について継続して協議されるようになる。
- 昭和58年 11月 『松阪市史 第12巻 史料篇 近世(2)経済』に長谷川家資料の一部が掲載され資料化される。
- 昭和60年代～ 長谷川家の好意により、文化の日を中心に年数日程度の特別公開を実施。
- 平成10年 3月 『三重県史 資料編 近世4(上)』に長谷川家資料の一部が掲載され資料化される。
- 平成20年 松阪市教育委員会、長谷川家第13代当主の許可を得て、文化庁補助事業として、平成22年度までの予定で、同家が所蔵する文書を対象とする調査に着手する。(のちに平成24年度まで調査期間を延長)
- 平成23年 7月 長谷川家第14代当主、松阪市長に対し土地及び建物の寄贈を申出る。
- 平成23年 9月 寄贈後の長谷川邸活用について検討するため、「松阪市まちなか歴史文化活用プロジェクト委員会」が発足する。
- 平成23年 12月 まちなか歴史文化活用プロジェクト委員会、松阪市長に対し土地及び建物の活用案を含めた提言書を提出する。
- 平成24年 3月 平成24年度当初予算に長谷川家の建物・土地・所蔵品を対象とした文化財調査費を計上する。
- 4月 松阪市教育委員会、長谷川家の許可を得て、平成26年までの予定で、建物及び庭園を対象とする調査に着手する。
- 8月 長谷川家と松阪市長、土地及び建物等の寄贈について合意したことを発表する。
- 平成25年 3月 長谷川家と松阪市長、土地及び建物等の寄贈に係る覚書に調印する。
『三重県松阪市 長谷川家文書調査報告書』刊行。
- 4月 長谷川家の土地及び建物・史料等が松阪市に寄贈される。
- 平成29年度までの予定で長谷川家旧蔵史料の調査に着手する。
- 5月 松阪商人長谷川治郎兵衛家旧宅が松阪市指定史跡に指定される。三重県指定文化財候補として推薦。

- 7月 事前申込制による特別公開開始。
- 12月 三重県文化財保護審議会で「史跡及び名勝」、「有形文化財(建造物)」として答申される。
- 平成26年 3月 『旧長谷川家住宅調査報告書』刊行。
- 10月 シンポジウム「長谷川家と豪商のまち松坂」開催
- 平成27年 3月 三重県指定有形文化財(建造物)、三重県指定史跡及び名勝に指定される。
- 平成28年 7月 重要文化財(建造物)に指定される
- 平成30年 3月 『三重県松阪市 長谷川家資料調査報告書』刊行

(2) 保存事業履歴

ア 建造物調査の実施

旧長谷川家住宅については、昭和48年に実施された近世民家緊急調査の概報への平面図掲載、『松阪市史 第6巻 史料編 文化財』での「有形民俗文化財」としての報告がなされている。『松阪市史』における報告は、建築物として、これまで最も詳細な報告であるが、調査対象は主屋の間取りとその機能について記述があるものの、建築年代や増築過程までの調査は及んでいなかった。また、平成16・17年度実施の三重県近代和風建築総合調査では悉皆調査の一覧には挙がっているが詳細調査は実施されなかった。このように旧長谷川家住宅について主屋の建築年代・増築過程は明らかではなく、土蔵群や近代の座敷・庭園については未調査であったことから、これらの調査を実施する必要があった。

平成23年、所有者からの寄贈に係る打診を受け、松阪市は平成24・25年度の2ヶ年で建築と庭園の詳細調査を実施することとなった。調査は奈良文化財研究所に委託した。この調査の成果は『旧長谷川家住宅調査報告書』としてまとめられ、平成26年3月に刊行された。

イ 破損状況調査の実施

平成27年度に全ての建造物を対象に屋根、基礎、軸部、床等の破損状況の把握のために調査を実施した。

ウ 公有化後の修理工事

雨漏りや床の沈み込み等、保存に悪影響を及ぼしている箇所の応急修理を実施した。すべて市単費により、修理後は対象箇所の劣化防止と活用の措置が図られた。

平成26年度大正座敷応急修理工事 (床・床下補修、畳取替等)

平成27年度離れ(座敷棟)応急修理工事 (床・床下補修、瓦補修、雨樋調整等)

平成28年度離れ(座敷棟・茶室棟)・四阿応急修理工事

(座敷棟:床下換気設備、建具補修等)

(茶室棟:瓦・庇・外壁補修等)

(四阿:補強工事)

(3) 活用履歴

昭和50年代以降 松阪市教育委員会主催の見学会の定期開催
平成25年 7月 事前申込制による月2回の特別公開開始
平成26年 4月 事前申込制を廃止、公開日を月2回(第3金曜日・第3日曜日)に拡大
11月 事前申込制による団体見学の受入れを開始(毎週月曜日・金曜日)
平成27年 4月 公開日を毎週日曜日・祝日に拡大
平成29年 4月 公開日を毎週土曜日・日曜日・祝日に拡大

5 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

旧長谷川家住宅は、現在の姿となった昭和前期以降、内部の大幅な改変や機能付加のための増改築等は行われておらず、所有者であった長谷川家による継続した維持管理がなされていた。公有化後は、松阪市教育委員会が日常観察に加え、清掃、通風、除草及び樹木剪定等の維持管理を実施している。

平成25年5月22日に開催された松阪市建築審査会において、建築基準法第3条第1項第3号の規定により用途変更による基準法の適用除外が認められているが、耐震調査等は未実施である。平成24・25年度に実施した調査によって、軸部の不同沈下・傾斜による建物の歪み、雨水処理の不具合等による雨漏り・構造材の腐朽の発生等が確認されており、また、平成27年度に実施した調査により破損状況が把握されている。

(2) 活用の現状と課題

現在は毎週土曜日・日曜日・祝日の公開と、毎週月曜日・金曜日の事前申込制による団体見学の受入れを実施している。公開は予め設定した順路に沿って見学者が敷地内を移動する方式をとっており、建造物の保護に支障はない。ただし、便所、案内板、サイン等の便益施設は未整備である。

一方、安全性の確保については、見学者の出入りが多い場合は通り庭に人が滞留し、通行の妨げになることがある、また建物の大規模修理・補強等が未実施であること等の課題がある。

6 計画の概要

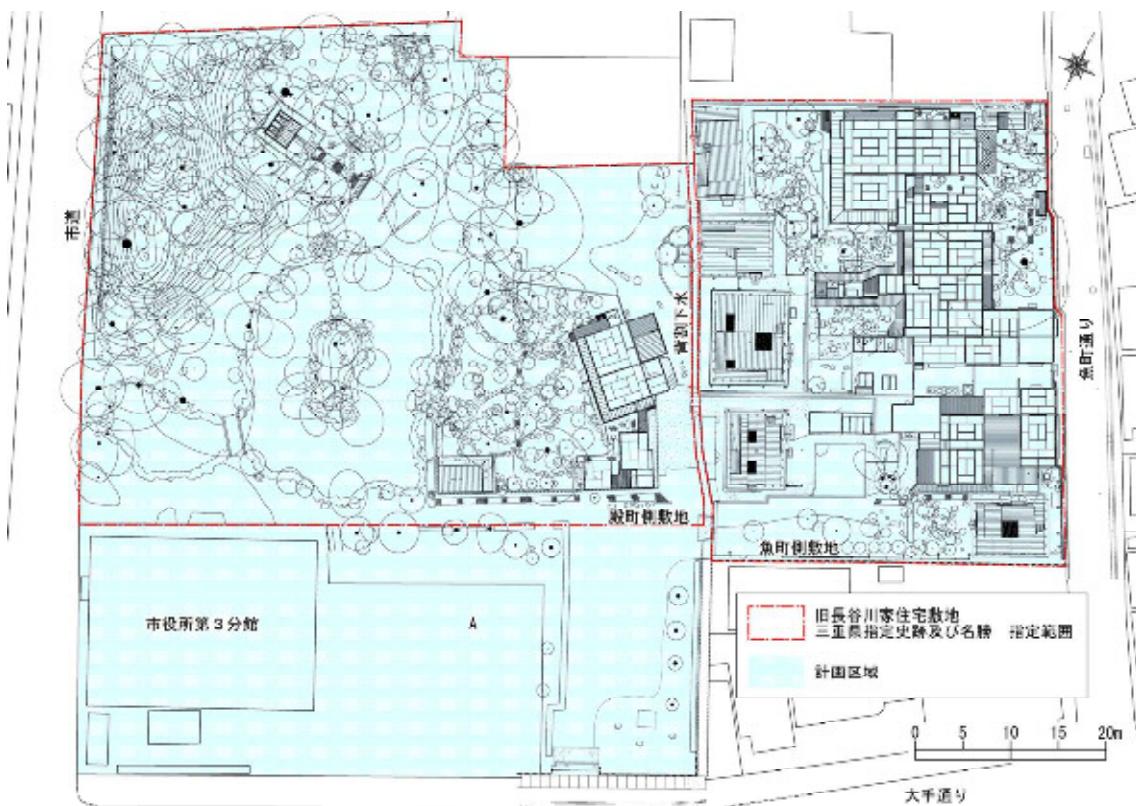
(1) 計画区域

平成29年度に「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画が策定された。その中で旧長谷川家住宅敷地に接する以下2施設が施設配置計画に定められた。

第2表 「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画 施設配置計画より抜粋

施設・区域名	施設配置計画
観光交流拠点施設 (別館建設予定地) ※第5図A	旧長谷川邸の大規模修理の用地 将来的には、旧長谷川邸と連動した便益施設等
市役所第3分館	分庁舎への移転後は、市役所利用者及び観光等のための駐車場整備

のことから、計画区域は、旧長谷川家住宅敷地を範囲とするものの、長谷川家旧所有地のうち上記2施設を計画区域に含める。さらに、松阪市の所有地であり建設部建設保全課が管理する背割下水のうち、公有地で挟まれた部分を計画区域に含むものとする。ただし、この上・下流の民有地に接する背割下水については、必要かつ可能な範囲において今後計画区域に含めることを検討する。



第5図 計画区域

(2) 計画の目的

本計画は松阪市が旧長谷川家住宅の現状と課題を把握し、今後の保存活用を図るために必要な事項や、松阪市が自主的に保存・活用のために行うことのできる範囲等を明らかにし、また、これらに関して松阪市と三重県及び松阪市教育委員会、文化庁との間に合意を形成することによって、松阪市による自主的な保存と活用が促進されることを目的とする。

(3) 基本方針

計画の基本方針は「江戸時代から近代に至るまでの、旧長谷川家住宅の屋敷地や住宅の発展過程及び長谷川家の営みを理解・尊重し、保存・公開・活用し後世に伝える」とする。

なお、本計画の取扱いは策定時点からおおむね大規模な保存修理終了時期までとし、その後は必要に応じて改定版を作成する。改定までのスケジュール案は以下のとおり。

平成30年度	設備整備(自動火災報知設備・公開に伴う便益施設等)
平成31年度	一般公開開始
平成32年度以降	大規模保存修理

(4) 計画の概要と構成

本計画は「保存管理計画」、「環境保全計画」、「防災計画」、「活用計画」の四つの計画により構成されている。

「保存管理計画」は、重要文化財(建造物)旧長谷川家住宅の価値の所在を確認し、建造物の部分・部位を区分して保存管理の方針を定めた。

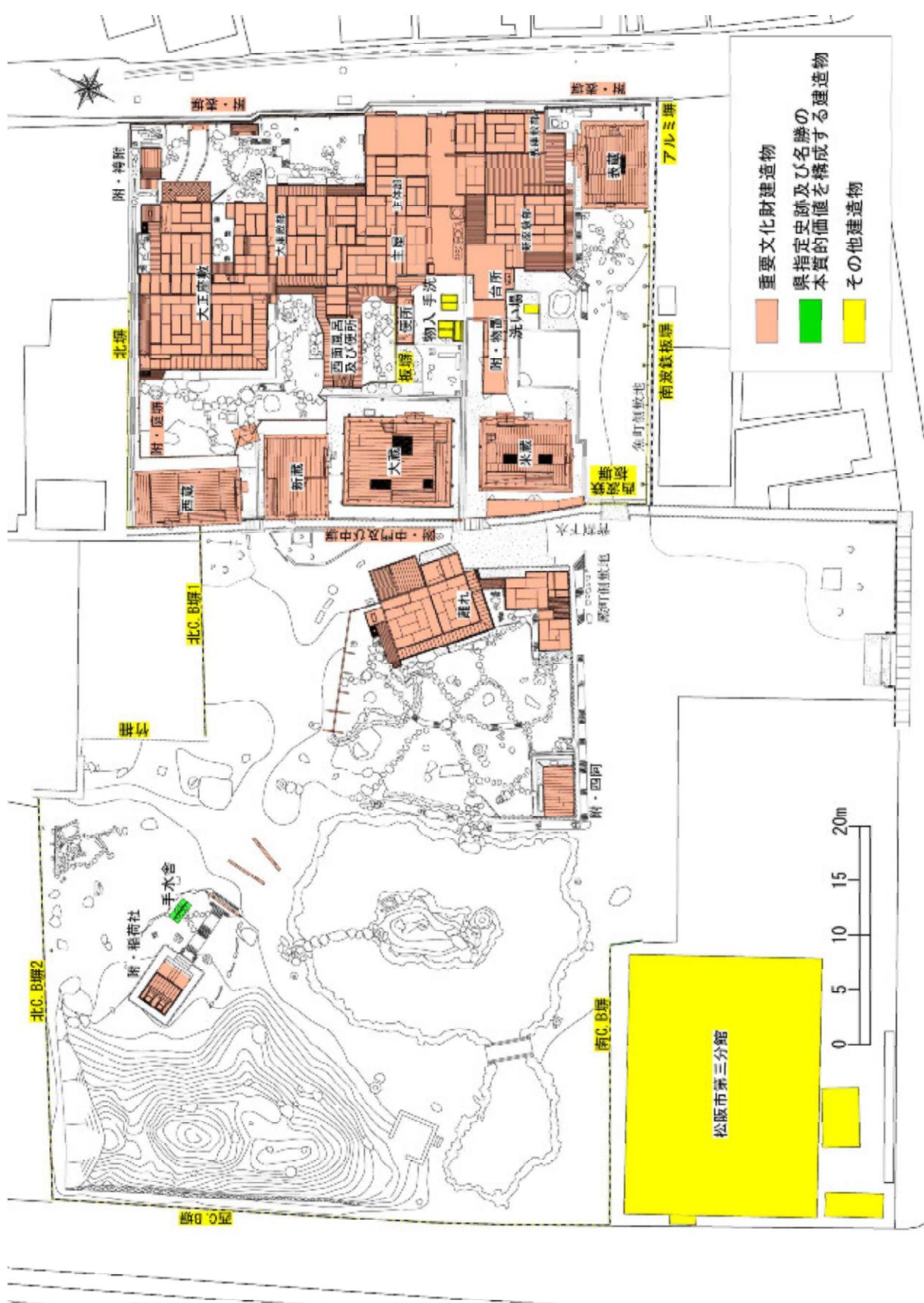
「環境保全計画」は、計画区域全体を対象として、旧長谷川家住宅と一体的な文化財的価値を守り、その周囲の景観や環境を保全することを目的とし、計画区域及び重要文化財(建造物)以外の建造物を保全内容に応じて区分し、各区分毎に保全の方針を定めた。

「防災計画」は、旧長谷川家住宅を火災や震災等の災害から守り、安全性を確保することを目的とし、防災上の課題を把握し、必要な対策を定めた。耐震対策については、「文化財建造物等の地震時における安全性の確保について」(平成8年1月17日府保建第41号文化庁文化財保護部長通知)に拠るものとした。

「活用計画」は、旧長谷川家住宅の価値を損なうことなく適切な公開その他の適切な活用を進めるために必要な事項を定め、現在及び将来の公開その他の活用についての基本的な方針を定めた。

なお、必要となる事務手続きに関しては保護に係る諸手続きにまとめた。

さらに、旧長谷川家住宅が所在する三重県指定史跡及び名勝に関しては、本計画とは別に保存活用計画を定めている。



第6図 「指定建造物」と「その他の建造物」